

平成26年10月15日
消費者庁食品表示企画課

一般用加工食品に係る製造所固有記号に対する意見について

意見		意見の主な理由（原文を一部要約しています）	
反対・廃止	①	製造所又は加工所の所在地を表示することが原則であり、例外規定である製造所固有記号の使用は認めない。	<ul style="list-style-type: none"> ・記号なので、すぐに製造所所在地等が見て分からないため。 ・例外である製造所固有記号を使用すること自体がおかしいため。 ・製造者を隠すために使用されているため。 ・製造所固有記号を使用するためのデータベースの存続に、不要な行政コストをかける必要がないため。
	②	例外規定を認める条件を明確化し、表示面積により記載が難しいなど、定められた条件を満たした場合のみ製造所固有記号による表示を可能とする。	<ul style="list-style-type: none"> ○「販売者が食品の安全性の責任を有するため販売者を表示する場合」 ・商品の表示責任を始め、様々な責任を有しているのは「販売者」であり、製造者は問合せに回答できない場合があることから、製造者を表示すべきでないため。 ・製造所固有記号にすることによって、製造受託者を競合する複数の製造委託者から保護する機能があるため。 ○「表示スペースがない場合」 ・商品によっては表示スペースが少ないため。 ○「同一製品を二以上の製造所で製造している場合」 ・特に理由なし
	③	例外規定として、「共用包材によるコスト削減のメリットがある場合」、「表示可能面積に制約がある場合」に加え「販売者が食品の安全性の責任を有するため販売者を表示する場合」を追加し、この3つのそれぞれの場合において、製造所固有記号による表示を可能とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・製造者名が明らかになることにより、消費者から製造者に問合せが増加することが想定され、製造者にとって負担が増える。また、問合せの増加によって小規模な製造者に混乱が生じることが想定され、ひいては消費者への対応がおろそかになるおそれがあるため。 ・PB商品の製造所所在地等を表示することは、ブランド価値が薄れる等の問題が生じる可能性があるため。 ・これまで表示していなかった製造所所在地等を表示することによって、風評被害が発生する恐れがあるため。
	④	例外規定として、自社の複数工場で生産をしている場合のみ製造所固有記号による表示を可能とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・製造所固有記号を自社工場以外にも認めて登録制にすることは、行政コストを増やすことになるため。

⑤	消費者が製造所を知りたいということであれば、現行データベースの改善、応答義務、知りたい製造所を固有記号からたどれる仕組み（消費者の検索利用）、製造所固有記号の再審査制の4つの取組を行う。	<ul style="list-style-type: none"> データベースを改善し、消費者がいつでも情報を得られるようにすれば、行政的にも消費者的にも問題ない考えるため。 現行の製造所固有記号の問題は、事業者ではなく行政の問題であることから、データベースの改善と検索システムの構築で解決できると考えるため。
⑥	現行制度の問題点が整理されていない段階で、実態を踏まえずに大きな改正をすべきではない。冷凍食品の農薬混入事件と製造所固有記号とは直接の関係はないことから、現時点では、明らかに問題とされている消費者庁のデータベースの改善措置のみ講じる。	<ul style="list-style-type: none"> 現行制度の問題点の整理がされていないことや、製造所固有記号の表記が認められている理由等の背景・経緯の分析が行われていないため。 従来からの製造所固有記号表示によって何ら問題が生じていないため。
その他	<p>・土産品食品業界においては、OEMを行っている中小零細事業者が全国にたくさん存在し、製造所固有記号の使用ができなくなった場合、廃業に追い込まれる事態が想定される。</p> <hr/> <p>・現在、販売者が一元的に商品の問合せ機能を担っているにもかかわらず、販売者と製造者の併記により、表示責任があいまいになり、消費者にとって問合せ先が分かり難くなるし、委託製造先が問合せを受けた場合、消費者に対して適切に対応されないことが懸念される。</p> <hr/> <p>・わが国においてのみ諸外国よりも厳しくする合理的な理由がない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 製造所所在地等を表示することになった場合、土産品の販売場所と製造（委託）場所が異なる商品が市場に並び、価値が下がり影響が生じる可能性があるため。 OEMの場合、販売者側からの社外秘に当たる情報等が製造者に提供されている場合があり、製造所所在地等を表示することによって、製造者が明らかとなり、それらの情報が漏れてしまう可能性があるため。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 消費者からの問合せには、製造者や製造場所の情報を表示責任者が回答しているため。 消費者の問合せには表示責任者が一元的に対応することで食品安全に係る問題への迅速な対応が可能。問合せ先が表示責任者と製造者の2つに分散することは、食品安全に係る問題への対応を遅らせる可能性があるため。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> コーデックス、米国、EUなどは、表示責任者のいずれか一つを記載すればよいことになっている。国際的にも行われていない制度を導入し、事業者に過重な負担を掛けるのは問題があるため。 輸入品については製造所所在地等の情報が不要とされているのに対し、国内品には製造所所在地等の表示義務が課せられるのはバランスが悪い。 国際的に整合性がとれないため。
賛成	製造所の所在地及び製造者の氏名等を表示することを原則とし、例外として製造所固有記号を使う場合は消費者からの問合せに応答する義務を課す提案に賛成	<ul style="list-style-type: none"> 特に理由なし
その他	<ul style="list-style-type: none"> 登録申請・更新手続については、事業者にとって過 	<ul style="list-style-type: none"> 当初は、同一製品を2以上の工場で製造していたとしても、

<p>度な負担とならないような簡便な方法を検討していただきたい。</p>	<p>都合によって1の工場で製造することに変更する場合も少なくない。その度に包材を変更することになると、既存包材の廃棄や新しい版の作成などにコストがかかる可能性があるため。</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請から更新に時間を要する場合、製造所固有記号取得のために生産が遅れ、欠品等の問題が発生する可能性があるため。
<ul style="list-style-type: none"> 加工所であっても製造所固有記号を使用できるようにすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 製造所と加工所を分けて考える必要がない。包材の共用化について、「製造所」には配慮しているにもかかわらず「加工所」には配慮しない理由が不明なため。
<ul style="list-style-type: none"> 応答義務としては、電話番号の表示を義務付けてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 知りたい時に知ることができるため。 電話は普及率が高いため。

(注1) 平成26年9月23日に公表した「食品表示基準(案)についての意見募集に寄せられた主な意見とそれに対する考え方(概要)」とは異なる整理の仕方をしたものです。

(注2) 上記①～⑥は、加工食品調査会報告書に記載の委員から出された提案であり、意見募集時に食品表示基準(案)の概要(4頁)に掲載されたものと同様です。

(注3) 上記①～⑥の案に近い意見とその理由は、上記①～⑥に含めて整理しています。例えば、「応答義務の取組を行うべき」という意見とその理由である「消費者の知りたいという要望には対応できるため」というのがあった場合は、上記⑤に整理しています。ただし、上記②と③については、両者を区別するため、上記③の意見にある条件とパブコメの意見が全て合致する場合のみ③に整理しています。